規則

○国家公安委員会規則第一号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察用航空機の運用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年二月二十六日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

警察用航空機の運用等に関する規則の一部を改正する規則

警察用航空機の運用等に関する規則（昭和三十七年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（［　］で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（航空業務の基本） **第四条**　［略］ 2　長官は、毎年度、航空業務計画の策定の指針を定めなければならない。 3　警察本部長（警視総監及び道府県警察本部長をいう。以下同じ。）は、前項の指針に基づき、毎年度の航空業務計画を策定しなければならない。 4　警察本部長は、前項の規定による航空業務計画の策定後速やかに、これを長官に報告しなければならない。 5　警察本部長は、第三項の規定により策定した航空業務計画に基づき、関係職員に対し、所要の教育訓練を行わなければならない。	（航空業務の基本） **第四条**　［同上］ 2　長官は、毎年、航空業務計画の策定の指針を定めなければならない。 3　警察本部長（警視総監及び道府県警察本部長をいう。以下同じ。）は、前項の指針に基づき、毎年の航空業務計画を策定しなければならない。 ［項を加える。］
第五条　削除	（警ら用無線自動車等との連携等） **第五条**　航空機の運用に当たつては、警ら用無線自動車、警察用船舶等との連携を図るとともに、通信指令室及び警察署通信室の機能を十分に活用しなければならない。
（任務） **第七条**　航空隊は、航空機を運用することにより、災害その他の場合における警備実施を行うほか、警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援を行うことを任務とする。 2　前項の任務を遂行するに当たつては、航空隊は、必要に応じて、機動隊その他の所属のほか、他の警察部門との連携を図るものとする。	（任務） **第七条**　航空隊は、航空機を運用することにより、警ら、遭難者の捜索救助及び警察業務の支援を行うことを任務とする。 ［項を加える。］
（隊長の職務） **第八条**　隊長は、第四条第三項の航空業務計画に従つて航空隊を運営し、航空隊の職員の運用、指揮監督及び指導教養に当たるとともに、次に掲げる業務を統括するものとする。 一　航空機の運用及びその安全に関すること。 二　航空機等の整備に関すること。 三　航空業務に関する教育訓練に関すること。	（隊長の職務） **第八条**　隊長は、第四条第三項の航空業務計画に従つて航空隊を運営するとともに、航空隊の職員の運用、指揮監督及び指導教養を適切に行うものとする。 ［各号を加える。］